

○精華町法定外公共物占用料の減免に関する規程

平成 18 年 3 月 16 日

規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、精華町法定外公共物管理条例(平成 17 年条例第 12 号)第 5 条に規定する占有等の許可に係る使用料(以下「占用料」という。)に関し、精華町行政財産の使用料徴収条例(昭和 54 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定による占用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(占用料の減免)

第 2 条 条例第 5 条第 1 号に規定する占有物に係る占用料は、全額を減免する。

2 条例第 5 条第 2 号に規定する占有物に係る占用料は、全額を減免する。

3 条例第 5 条第 3 号に規定する占有物に係る占用料は、全額を減免する。

4 条例第 5 条第 4 号に規定する町長が必要と認める占有物に係る占用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 各戸に引き込む上下水道、ガス、電気等を設置するために占有するときは、全額を減免する。

(2) 自己の生活のための出入りに必要な通路橋(通路の幅員は 4 メートル以内とし、4 メートルを超える場合は 4 メートル分まで)を架設するために占有するときは、全額を減免する。

(3) 農事用のための通路、かんがい用流水として占有するときは、全額を減免する。

(4) 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)及び鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)に基づき占有するときは、全額を減免する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、その一部又は全額を減免する。

(その他)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 17 年度に限り、精華町法定外公共物管理条例第 5 条第 2 項に規定する占用料のうち通路橋に係る占用料の算定にあたっては、条例別表に掲げる土地使用料のその他土地に係る使用料の規定にかかわらず、固定資産評価基準により算定した額に 100 分の 4 を乗じた額を年額 1 平方メートル 350 円と読み替えるものとする。